

不正行為取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公正な成績評価を保持するために、定期試験における不正行為の実行を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「定期試験」とは、正規に教務課又は管理課に届け出て行われる学期末試験、追試験及び集中講義試験をいう。

2 この規程において「不正行為」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 定期試験に関連した内容の紙片を使用し、又は所持すること。
- (2) 定期試験に関連した内容を机、筆記用具等へ書き込みをすること。
- (3) 他の学生の答案の全部又は一部を書き写すこと。
- (4) 他の学生の答案を故意にのぞき見すること。
- (5) 持込みの許可を受けていない書籍（辞書・六法等を含む。）、電子辞書、ノート等を利用すること。
- (6) 携帯電話等の送・受信機又はモールス信号等の通信手段（以下「通信手段等」という。）を用いること。
- (7) 配布された答案用紙以外の答案用紙を用いること。
- (8) 答案用紙をすり替え、又はすり替えさせること。
- (9) 本人に代わって受験し、又は受験させること。
- (10) 他人の答案作成を助ける目的で、他の学生に自分の答案を見せ、若しくは口伝えし、又は定期試験に関連した内容について紙片等を渡し、若しくは通信手段等でメール、信号等を送信すること。

(不正行為を行った学生に対する成績評価)

第3条 不正行為を行った学生に対しては、当該学期の受講申告科目のうち定期試験が実施されたすべての科目の成績評価を不可とする。

(試験監督者又は科目担当者の手続)

第4条 試験監督者は、定期試験の実施中に不正行為が行われたと判断したときは、不正行為に係る学生の定期試験を停止し、学生証、答案用紙及び不正行為に使用した所持品を押収して、当該学生を担当課に同行する。

2 不正行為が行われたことが定期試験の実施後に明らかになった場合は、不正行為が行われた科目の担当者（以下「科目担当者」という。）が、不正行為に関する書類を担当課に提出する。

(担当課)

第5条 前条の担当課は、不正行為に係る学生が北方キャンパスに所在する学部（学群を含む。）に属する学生にあつては学生課、ひびきのキャンパスに所在する学部（学群を含む。）に属する学生にあつては管理課とする。

(担当課の手続)

第6条 担当課は、第4条第1項により同行された学生に顛末書を書かせるとともに、試験監督者に報告書の作成を求める。

2 担当課は、第4条第2項により提出された書類に基づき、不正行為に係る学生に顛末

書を書かせるとともに、科目担当者に報告書の作成を求める。

(処分案の作成)

第7条 処分案の作成は、学生部委員会が行う。

2 学生部委員会は、試験監督者又は科目担当者の報告と不正行為に係る学生の陳述とが異なる場合には、試験監督者又は科目担当者及び当該学生を学生部委員会に出席させ、意見を聴かなければならない。

(処分の決定)

第8条 処分の決定は、不正行為に係る学生の属する学部(学群を含む。)の教授会が行う。

(説諭)

第9条 学部長(学群長を含む。)は、前条により処分を決定された学生に対し、説諭を行う。

(定期試験以外の試験における不正行為の扱い)

第10条 定期試験以外の試験において不正行為が行われた場合は、この規程の目的に照らして、当該試験に係る科目担当者の判断において対処する。この場合において、第2条第2項中「定期試験」とあるのを「定期試験以外の試験」に読み替えるものとする。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。